

第4期

士別市男女共同参画行動計画

—すべての人がきらめくプラン—

(令和8(2026)年度～令和15(2033)年度)

はじめに



近年、私たちを取り巻く社会環境は、急速に進む少子高齢化や労働力不足により、これまでにない大きな転換期を迎えています。このような中、誰もが持てる能力を最大限に発揮できる「ジェンダー平等」の実現は、持続可能な社会を築くための最重要課題の一つとなっています。

国においては「女性活躍推進法」の改正や「こども家庭庁」の発足など、性別や年齢に関わらず、一人ひとりの人権が尊重され、自分らしく生きられる社会づくりが加速しています。士別市においても、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進はもとより、家事や育児・介護の分担といった固定的な性別役割分担意識の解消など、時代に即した社会環境を築くことが求められています。

本市においては、平成 15(2003)年に最初の計画を策定して以来、平成 23(2011)年の「士別市男女共同参画推進条例」施行を経て、長年にわたり男女が対等なパートナーとして参画できる社会づくりの実現に向けた取り組みを進めてきました。

このたび、第 3 期の計画期間が満了することに伴い、これまでの成果と課題を整理し、今後 8 年間の指針となる「第 4 期士別市男女共同参画行動計画」を策定いたしました。本計画では、これまでの基本目標を継承しつつ、多様な生き方を認め合う意識の醸成や、あらゆる分野における女性の参画拡大、さらには困難を抱える方々への支援など、現代的な課題に対応した施策を盛り込んでいます。

男女共同参画社会の実現には、行政の取り組みのみならず、市民や関係団体、企業の皆様との連携が不可欠です。本計画に対する皆様のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心にご審議をいただきました「士別市人づくり・まちづくり推進協議会」の委員の皆様をはじめ、市民団体や市民アンケート調査・パブリックコメントを通じて貴重なご意見をお寄せいただきました多くの市民の皆様に、心より感謝申し上げます。

令和 8（2026）年 3 月

士別市長 **渡辺英次**

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の目的	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の基本理念	2
4	計画の期間	2

第2章 施策の内容

1	計画の体系	3
2	基本目標	4
	○基本目標 1 人権と男女平等を尊重する意識づくり	4
	・基本方針（1） 人権の尊重とあらゆる暴力の根絶	4
	・基本方針（2） 男女共同参画社会の理解促進	6
	○基本目標 2 男女の自立を支援する環境づくり	8
	・基本方針（1） ライフステージに応じた働き方改革のさらなる推進	8
	・基本方針（2） 地域社会における男女共同参画の推進	10
	・基本方針（3） 安心して暮らすための健康と生活の支援	11
	○基本目標 3 男女共同参画の社会づくり	12
	・基本方針（1） 未来を見据えた政策や方針決定過程での女性参画の推進	12
	・基本方針（2） 男女共同参画行動計画の推進	14

参考資料

1	第4期士別市男女共同参画行動計画策定経過	1
2	諮問書	2
3	答申書	3
4	士別市人づくり・まちづくり推進協議会委員名簿	4
5	市民アンケート調査結果	5
6	関係法令	15
7	男女共同参画推進に関する年表	36
8	各種相談窓口	37

第1章 計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の目的

男女共同参画社会基本法（以下「基本法」という。）において、男女共同参画とは、すべての人が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、ともに責任を担い、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる社会を目指すことと定められています。

また現在は、女性の地位を向上させるだけでなく、すべての人が性別にとらわれず、仕事・家庭・地域活動など、あらゆる分野で平等に活躍できる社会を築くことを目指しています。

基本法第14条第3項では、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を、国や北海道の計画を踏まえて定めることを市町村の努力義務としています。

これを受け、士別市は男女共同参画の実現を目指し、平成15（2003）年に「男女がともにきらめくまちプラン」を策定し、平成23（2011）年に「士別市男女共同参画推進条例」を施行しました。平成30（2018）年に第3期行動計画を策定し、これらの条例や行動計画に基づき、人権の尊重や平等、自立に向けた支援、積極的な社会参画など、様々な施策を推進してきました。

これまで、人権尊重や平等、自立支援、社会参画促進など進めてきた一方で、現状では性別による固定的役割意識や社会的・経済的格差は依然として見受けられます。

平成27（2015）年「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）の成立やワーク・ライフ・バランスの重要性の高まりにより、長時間労働是正や男性の育児参加促進、育児・介護と両立できる職場環境整備など一層の取組が求められています。

これらの情勢を踏まえ、すべての市民がいきいきと自分らしく暮らすため、市民や関係団体、企業、行政がそれぞれの役割のもと、一体となって取り組むための指針となる「第4期士別市男女共同参画行動計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、下記法令及び条例に基づき策定します。

また、第2次士別市まちづくり総合計画を上位計画とし、男女共同参画を視点とする個別計画として、他の個別計画との連携を図ります。

- 男女共同参画社会基本法（第14条第3項）
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）
（第6条第2項）
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）
（第2条の3第3項）
- 士別市男女共同参画推進条例（第15条）

3 計画の基本理念

士別市男女共同参画推進条例（第3条～第8条）の基本理念のもと、お互いを認め合い、そして助け合いながら、自分らしく暮らしていくことができる社会をめざします。

- 男女の人権の尊重（第3条）
- 社会における制度又は慣行についての配慮（第4条）
- 政策等の立案及び決定への共同参画（第5条）
- 家庭生活とその他の活動の両立（第6条）
- 互いの性の尊重及び生涯にわたる健康への配慮（第7条）
- 国際社会における取り組みへの配慮（第8条）

4 計画の期間

計画の期間は、「士別市まちづくり総合計画」と連動し、令和8（2026）年度から令和15（2033）年度までの8年間の計画とし、必要に応じて適宜見直しを行います。

第2章 施策の内容

第2章 施策の内容

1 計画の体系

	基本目標	基本方針	施 策
1	人権と男女平等を尊重する意識づくり	(1) 人権の尊重とあらゆる暴力の根絶	①性別にとらわれない人権の尊重 ②あらゆる暴力の根絶に向けた取り組みと被害者支援
		(2) 男女共同参画社会の理解促進	①男女共同参画についての啓発・学習活動の推進
2	男女の自立を支援する環境づくり	(1) ライフステージに応じた働き方改革のさらなる推進	①ワーク・ライフ・バランスの推進 ②多様な働き方に対応した子育て・介護等の支援の充実 ③就労の場における男女共同参画の推進
		(2) 地域社会における男女共同参画の推進	①男女共同参画の視点に立った地域活動の参画促進
		(3) 安心して暮らすための健康と生活の支援	①健康づくりの意識啓発と健康管理の推進 ②男女共同参画の視点に立った生活支援
3	男女共同参画の社会づくり	(1) 未来を見据えた政策や方針決定過程での女性参画の推進	①審議会・委員会などにおける女性登用の啓発 ②企業・事業所等における女性参画の促進と意識啓発
		(2) 男女共同参画行動計画の推進	①市民と行政の協働による男女共同参画行動計画の推進

基本目標 1

人権と男女平等を尊重する意識づくり

男女平等は憲法で保障された権利であり、男女共同参画社会をつくる基本は、お互いの人権の尊重にあります。家庭や学校、地域などあらゆる機会を通じてジェンダーにとらわれない考えを養い、「男だから、女だから」という性別による束縛をなくし、ひとり人間として尊重され、生き方を自由に選択できる社会を目指し、人権と男女平等を尊重する意識づくりに努めます。

◇ 基本方針（1）人権の尊重とあらゆる暴力の根絶

<現状から>

令和7年6月に実施した市民アンケート調査では、「男性は仕事、女性は家庭を中心とした方が良い」という考え方について、「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」と回答した人の割合は、69%と8年前のアンケートから16.3%上昇していることから、固定的な性別役割分担意識は少しずつ変化しています。

しかし、項目によっては依然として女性が役割を担っている場面も残っている状況です。

また、配偶者からの暴力の割合は男女共に低いものの、根絶にはいたっていない状況にあり、被害を受けた人の中でも「相談しても無駄だと思った」「相談するほどのことでもなかった」と回答した人の割合が多いことからDV^{*1}が「誰にでも起こりうる身近な問題」として意識し、相談窓口の周知・啓発を行うことで、より相談しやすい環境を整えていく必要があります。

このほか、LGBTQ+^{*2}などの性的指向や性自認をもつ方々は、周囲の理解不足や偏見等により、社会の中で様々な困難に直面しています。多様性を認め、誰もが暮らしやすい社会を実現するため、さらなる理解の促進や正しい知識の周知啓発に取り組む必要があります。

＜施 策＞ ① 性別にとらわれない人権の尊重

＜主要事業＞ ＊ 人権についての広報・ホームページ等による啓発

＊ 子どもの権利に関する周知

＊ 人権相談の実施

＊ 多様な性に対する理解と配慮の促進

＊ ハラスメント防止のための啓発

＜施 策＞ ② あらゆる暴力の根絶に向けた取り組みと被害者支援

＜主要事業＞ ＊ DV や性犯罪の防止に向けた啓発

＊ 児童・高齢者・障がい者等への虐待防止に向けた啓発

＊ 相談窓口の周知や相談・支援体制の充実

＊ DV に対する意識改革

＜目 標＞

項 目	現 状	目 標（期限）
配偶者からの暴力に対する 相談窓口の認知度 （市民アンケート調査）	37.3% （令和7(2025)年）	50% （令和15(2033)年）

※1 DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や恋人など親しい関係のパートナーからの身体的、性的、精神的などの暴力

※2 LGBTQ+（エルジービーティーキュープラス）

多様な性的指向（誰を好きになるか）や性自認（自分の性別認識）を持つ人々の総称

【頭文字の意味】

L：女性の同性愛者（レズビアン）

G：男性の同性愛者（ゲイ）

B：両性愛者（バイセクシャル）

T：こころの性とからだの性の不一致（トランスジェンダー）

Q：典型的な男性・女性ではないと感じる人（クエスチョニング）または、規範的な性のあり方以外のセクシュアリティ（クィア）

＋：その他の多様な性（プラス）

・他者に対して性的興味を持たない人（アセクシュアル）

・あらゆるセクシュアリティの相手を好きになる人（パンセクシュアル） など

◇ 基本方針（２）男女共同参画社会の理解促進

<現状から>

男女共同参画に関する市民アンケートの結果では、「男女共同参画社会」という用語の認知度は50.7%に留まっており、男女共同参画を推進するためには、セミナーの開催や継続的な啓発活動が極めて重要です。

また、学校教育においては、子どもの発達段階に応じたカリキュラムを通じて、男女の相互理解と相互協力の重要性など、男女共同参画の意識を着実に育てる教育が不可欠です。

このことから、あらゆる世代に対して、男女共同参画について学び、見聞きする機会を提供することが、今後の推進における重要となっていきます。

<施 策> ① 男女共同参画についての啓発・学習活動の推進

- <主要事業> *
- * 広報やホームページ等による男女共同参画の意識啓発
 - * セミナー・講演会等の開催
 - * 学校における子どもに対する人権・平等・性教育の推進

<第3期計画目標の結果>

項 目	現 状	第3期計画目標
「男女共同参画社会」の用語の認知度 (市民アンケート調査)	50.7% (令和7(2025)年)	70% (令和7(2025)年)

<目 標>

各項目における男女平等に関する満足度（市民アンケート調査）

項 目	現 状 (令和7(2025)年)	目 標(期限) (令和15(2033)年)
家庭生活（家事・育児・介護）	49.3%	50%
職場（採用・処遇・労働環境）	43.4%	
地域（自治会・サークル活動）	34.0%	

用語及び相談窓口等の認知度

(回答対象者数: 300)

		知っている	聞いたことがある	知らない	無回答
①士別市男女共同参画行動計画	全体 (割合)	33 (11.0%)	98 (32.7%)	161 (53.7%)	8 (2.7%)
	1. 男性 (割合)	18 (12.7%)	44 (31.0%)	78 (54.9%)	2 (1.4%)
	2. 女性 (割合)	15 (9.5%)	54 (34.2%)	83 (52.5%)	6 (3.8%)
②士別市男女共同参画推進条例	全体 (割合)	28 (9.3%)	88 (29.3%)	174 (58.0%)	10 (3.3%)
	1. 男性 (割合)	15 (10.6%)	41 (28.9%)	83 (58.5%)	3 (2.1%)
	2. 女性 (割合)	13 (8.2%)	47 (29.7%)	91 (57.6%)	7 (4.4%)
③士別市DV専用ホットライン	全体 (割合)	26 (8.7%)	86 (28.7%)	177 (59.0%)	11 (3.7%)
	1. 男性 (割合)	10 (7.0%)	43 (30.3%)	86 (60.6%)	3 (2.1%)
	2. 女性 (割合)	16 (10.1%)	43 (27.2%)	91 (57.6%)	8 (5.1%)
④女性の権利ホットライン	全体 (割合)	21 (7.0%)	107 (35.7%)	162 (54.0%)	10 (3.3%)
	1. 男性 (割合)	6 (4.2%)	50 (35.2%)	83 (58.5%)	3 (2.1%)
	2. 女性 (割合)	15 (9.5%)	57 (36.1%)	79 (50.0%)	7 (4.4%)
⑤男女共同参画社会	全体 (割合)	53 (17.7%)	99 (33.0%)	135 (45.0%)	13 (4.3%)
	1. 男性 (割合)	25 (17.6%)	49 (34.5%)	64 (45.1%)	4 (2.8%)
	2. 女性 (割合)	28 (17.7%)	50 (31.6%)	71 (44.9%)	9 (5.7%)
⑥ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)	全体 (割合)	62 (20.7%)	84 (28.0%)	139 (46.3%)	15 (5.0%)
	1. 男性 (割合)	32 (22.5%)	41 (28.9%)	63 (44.4%)	6 (4.2%)
	2. 女性 (割合)	30 (19.0%)	43 (27.2%)	76 (48.1%)	9 (5.7%)
⑦ポジティブ・アクション(積極的改善措置)	全体 (割合)	14 (4.7%)	61 (20.3%)	209 (69.7%)	16 (5.3%)
	1. 男性 (割合)	9 (6.3%)	30 (21.1%)	97 (68.3%)	6 (4.2%)
	2. 女性 (割合)	5 (3.2%)	31 (19.6%)	112 (70.9%)	10 (6.3%)
⑧リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する女性の健康と権利)	全体 (割合)	10 (3.3%)	44 (14.7%)	232 (77.3%)	14 (4.7%)
	1. 男性 (割合)	3 (2.1%)	22 (15.5%)	112 (78.9%)	5 (3.5%)
	2. 女性 (割合)	7 (4.4%)	22 (13.9%)	120 (75.9%)	9 (5.7%)
⑨LGBTQ(レズビアン・ゲイ・バイセクシャル・トランスジェンダー・クエスチョニング)	全体 (割合)	107 (35.7%)	88 (29.3%)	93 (31.0%)	12 (4.0%)
	1. 男性 (割合)	44 (31.0%)	43 (30.3%)	50 (35.2%)	5 (3.5%)
	2. 女性 (割合)	63 (39.9%)	45 (28.5%)	43 (27.2%)	7 (4.4%)
⑩アウトティング(了承なく、その人の性自認や性的指向を暴露すること)	全体 (割合)	35 (11.7%)	57 (19.0%)	197 (65.7%)	11 (3.7%)
	1. 男性 (割合)	13 (9.2%)	32 (22.5%)	93 (65.5%)	4 (2.8%)
	2. 女性 (割合)	22 (13.9%)	25 (15.8%)	104 (65.8%)	7 (4.4%)
⑪性的少数者(体の性別とところの性別が一致しない人や同性愛者など、性的指向や性自認が異なる人々)	全体 (割合)	115 (38.3%)	96 (32.0%)	78 (26.0%)	11 (3.7%)
	1. 男性 (割合)	41 (28.9%)	52 (36.6%)	45 (31.7%)	4 (2.8%)
	2. 女性 (割合)	74 (46.8%)	44 (27.8%)	33 (20.9%)	7 (4.4%)
⑫アンコンシャス・バイアス(無意識のうちに形成された偏見や思い込み)	全体 (割合)	27 (9.0%)	59 (19.7%)	202 (67.3%)	12 (4.0%)
	1. 男性 (割合)	15 (10.6%)	30 (21.1%)	92 (64.8%)	5 (3.5%)
	2. 女性 (割合)	12 (7.6%)	29 (18.4%)	110 (69.6%)	7 (4.4%)

(市民アンケート調査結果)

性別に関わらず誰もが自分らしく能力を発揮し、自立した生活を送ることは、個人と社会全体の豊かさの基盤となります。家庭や仕事・地域社会のなかで、機会の平等を確保するだけでなく、個々のライフステージや選択を尊重し、それを支える仕組みづくりを推進します。

◇ 基本方針（1）ライフステージに応じた働き方改革のさらなる推進

<現状から>

男女共同参画に関する市民アンケートの結果では、男女ともに「男性も家事や育児に積極的に関わり、仕事と生活の調和を図るべきである」という考え方が8割を超えており、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を重視していることが表れています。

今後も引き続き、誰もが仕事や家庭、地域生活などにおいて、ライフステージ（人生の節目）に応じた多様な生き方を選択・実現できるような環境づくりへの取り組みが必要です。

<施 策> ① ワーク・ライフ・バランスの推進

- <主要事業>
- * 男女の育児や介護・家事など相互協力の推進
 - * 固定的な役割分担意識にとらわれない、自立に向けた意識啓発
 - * ワーク・ライフ・バランスの普及と浸透
 - * ダブルケア問題^{※3}の調査・研究

<施 策> ② 多様な働き方に対応した子育て・介護等の支援の充実

- <主要事業>
- * 子育てサービスの充実
 - * 介護・福祉サービス・支え合い事業の充実
 - * 相談窓口の周知
 - * 男性の育児休暇取得の普及啓発

※3 ダブルケア問題

育児と親・親族の介護を同時に担う状態が、肉体的・精神的・経済的に大きな負担となり、孤立や離職、心身の不調につながる社会問題

<施 策> ③ 就労の場における男女共同参画の推進

- <主要事業> *
- * 広報等による啓発・情報提供
 - * 企業・事業所等に対する男女共同参画の推進
 - * 女性活躍推進法に基づく取り組みの促進
 - * 女性のチャレンジ支援の推進

<目 標>

項 目	現 状	目 標 (期限)
<p>【男女の役割意識】</p> <p>男性も家事や子育てに積極的に関わり、ワーク・ライフ・バランスを図るべきであると思う人の割合 (市民アンケート調査)</p>	<p>87.7%</p> <p>(令和7(2025)年)</p>	<p>95%</p> <p>(令和15(2033)年)</p>

男性も家事や子育てに積極的に関わり、
ワーク・ライフ・バランスを図るべきであると思う人の割合

(回答対象者数: 300)

		1. そう思う	2. どちらかといえ ばそう思う	3. どちらかといえ ばそう思わない	4. そう思わない	5. どちらともい えない	無回答
男性も家事や子育てに積極的に関わり、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を図るべきである	全体 (割合)	151 (50.3%)	112 (37.3%)	13 (4.3%)	4 (1.3%)	14 (4.7%)	6 (2.0%)
	1. 男性 (割合)	60 (42.3%)	54 (38.0%)	9 (6.3%)	3 (2.1%)	11 (7.7%)	5 (3.5%)
	2. 女性 (割合)	91 (57.6%)	58 (36.7%)	4 (2.5%)	1 (0.6%)	3 (1.9%)	1 (0.6%)

(市民アンケート調査結果)

◇ 基本方針（２）地域社会における男女共同参画の推進

＜現状から＞

身近な生活の場となる「地域社会」は、異なる世代の人々が支え合って活動しています。男女共同参画に関する市民アンケートの結果では、自治会やPTAの活動について、「夫婦共同」としている割合が4割にとどまっており、前回アンケート結果からは1割ほど高くなっていますが、引き続き、性別による固定的な役割分担意識の改善に取り組む必要があります。

人口減少や少子高齢化のなかで、地域課題の解決と活性化を図るための、持続可能な地域づくりが大切です。

- ＜施 策＞ ① **男女共同参画の視点に立った地域活動の参画促進**
- ＜主要事業＞ ＊ 地域活動への参画促進
- ＊ 固定的な役割分担意識に捉われない地域活動の促進

◇ 基本方針（3）安心して暮らすための健康と生活の支援

＜現状から＞

すべての人が互いに身体的な違いを十分に理解し合い、相手に対する思いやりを持ち、自分らしく暮らすためには、生涯を通じて心と体が健康であることが大切です。

女性は、妊娠や出産などを通して、女性特有の心と体の変化による悩みを持つことがあり、健康課題に起因する離職等を防ぐためにもライフステージに応じた健康管理の支援や意識づくりを進める必要があります。

また、高齢化や家族形態の変化による単身世帯やひとり親家庭が増えるなか、男性に比べ女性は、非正規雇用などの不安定な雇用状況に置かれることもあることから、貧困に陥りやすい状況にあるともいえます。

このようななか、障がいを持つ人や高齢者など、個々の事情に寄り添い、困難を抱える人が安心して暮らすことのできる環境の整備が求められています。

＜施 策＞ ① 健康づくりの意識啓発と健康管理の推進

- ＜主要事業＞
- * がん検診等の受診促進
 - * 健康増進の意識・健康づくり
 - * 母子保健などの相談体制の充実
 - * ライフステージごとに直面する健康課題への支援

＜施 策＞ ② 男女共同参画の視点に立った生活支援

- ＜主要事業＞
- * ひとり親家庭への自立・促進に向けた支援
 - * 市民相談窓口の充実
 - * 高齢者の自立や健康づくりに向けた環境の充実
 - * 介護や福祉サービスの充実

性別にかかわらずあらゆる人がさまざまな分野において政策や意思決定の過程に参画することは、男女平等な社会を築く上で重要なことです。土別市においては人口減少や少子高齢化により、次世代を支える担い手不足が課題となっていることから、人口に見合った審議会・委員会への登用が必要となってきます。

今後も、市民や関係団体・企業と行政が連携し、協働による男女共同参画社会の実現に努めます。

◇ 基本方針（1）未来を見据えた政策や方針決定過程での女性参画の推進

＜現状から＞

男女共同参画社会を実現するためには、政策や方針決定の過程に男女がともに参画し、双方の視点での意見を取り入れる必要があります。本市の審議会等への女性登用率 36.74%（令和7（2025）年4月現在）となっています。

持続可能な社会の実現に向け、審議会等への女性の積極的登用を推進し、女性が有する能力を最大限に発揮できる環境整備が必要です。

また、次世代を担う市職員の人材育成を推進し、女性の社会参画を支援しながら職場や家庭においても女性が参画しやすい環境整備を進める必要があります。

＜施策＞ ① 審議会・委員会などにおける女性登用の啓発

- ＜主要事業＞
- * 積極的な女性の参画に向けた情報発信と啓発
 - * 女性が審議会・委員会へ参画しやすい環境整備

<目 標>

項 目	現 状	目 標 (期限)
審議会・委員会等への女性の登 用率 (あて職を含む)	36.74% (令和7(2025)年)	40% (令和15(2033)年)

<施 策> ② 企業・事業所等における女性参画の促進と意識啓発

- <主要事業>
- * 企業・事業所等に対する情報提供や啓発の推進
 - * 自らの意思で社会に参画する女性が働き続けるための環境づくり
 - * スキルアップ研修等による女性の人材育成

◇ 基本方針（2）男女共同参画行動計画の推進

＜現状から＞

男女共同参画社会の実現に向けて、各施策を計画的に推進するためには、市民の理解と協力の上で、各主体がそれぞれの役割と責任のもとに連携・協働して取り組みを進める必要があります。

行政においては、各施策を計画的かつ効果的に進めていくために、市役所の全部署での連絡調整を図りながら、行政全体として計画を推進する体制の強化が必要です。

また、家庭や地域、職場、学校などのあらゆる機会を通じた啓発活動の実施や広報紙等による情報の提供やセミナーなどによる学習機会づくりにおいて、男女平等と共同参画の意識の醸成を図っていくことが求められています。

＜施 策＞ ① 市民と行政の協働による男女共同参画行動計画の推進

- ＜主要事業＞
- * 第4期士別市男女共同参画行動計画の推進・管理
 - * 市民への情報提供と男女共同参画行動計画の周知
 - * 男女共同参画条例に基づく「人づくり・まちづくり推進協議会」における審議

参 考 資 料

1	第4期士別市男女共同参画行動計画策定経過	1
2	諮問書	2
3	答申書	3
4	士別市人づくり・まちづくり推進協議会委員名簿	4
5	市民アンケート調査結果	5
6	関係法令	15
7	男女共同参画推進に関する年表	36
8	各種相談窓口	37

1 計画策定経過

- 令和7（2025）年
- 4月21日 庁議にて策定方針確認
 - 4月30日 第1回庁内検討グループ会議
*策定方針・アンケート内容の確認
 - 5月20日 第1回土別市人づくり・まちづくり推進協議会
*委員・特別委員任命、策定方針確認、計画の諮問
- 6月13日発送 ~ 7月7日 市民アンケート調査実施
- 10月23日 第2回庁内検討グループ会議（書面会議）
*市民アンケート調査結果・現計画の総括・体系について
 - 10月31日 第2回土別市人づくり・まちづくり推進協議会
*市民アンケート調査結果・現計画の総括・体系について
 - 12月4日 第3回土別市人づくり・まちづくり推進協議会
*計画（素案）の検討
 - 12月4日 市民団体等との意見交換会①
 - 12月8日 庁議にて計画素案確認
 - 12月11日 第3回庁内検討グループ会議
*計画（素案）の検討
 - 12月11日 市民団体等との意見交換会②
 - 12月12日 代表者会議にて計画（素案）の確認
 - 12月15日 市民団体等との意見交換会③
 - 12月22日 第4回土別市人づくり・まちづくり推進協議会
*計画書最終確認・計画書の答申
- 令和8（2026）年
- 1月20 ~ 2月19日 パブリックコメント実施

2 士別市人づくり・まちづくり推進協議会への諮問

第4期士別市男女共同参画行動計画の 策定に伴う諮問書

男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、士別市男女共同参画推進条例第15条に基づき、市民がいきいきと暮らすための指標となる「第4期士別市男女共同参画行動計画」を策定いたします。

つきましては、士別市人づくり・まちづくり推進協議会条例第2条第2項に基づき、貴協議会に対し、「第4期士別市男女共同参画行動計画」の策定について諮問いたしますので、調査・審議いただきますようお願い申し上げます。

令和7年5月20日

士別市人づくり・まちづくり推進協議会

委員長 小笠原 英之 様

士別市長 渡辺 英次

3 士別市人づくり・まちづくり推進協議会からの答申

令和7（2025）年12月22日

士別市長 渡辺 英次 様

士別市人づくり・まちづくり推進協議会
委員長 小笠原 英之

第4期士別市男女共同参画行動計画について（答申）

令和7年5月20日に諮問を受けました「第4期士別市男女共同参画行動計画」について、次のとおり答申します。

記

本協議会では、第4期士別市男女共同参画行動計画について、男女共同参画社会の実現に向け、委員それぞれの立場や市民としての視点から審議を重ねてきました。

男女共同参画に関する市民アンケート結果のもと、男女平等の意識醸成が図られているが、引き続き家庭や学校、職場、地域において男女平等の意識づくりがさらに必要であると考えます。

今後は社会情勢の変化に対応するとともに、本計画の基本理念のもと、お互いを尊重し、助け合い、自分らしく、個人のライフステージに沿った暮らしができる社会の実現に向け、様々な取り組みを推進することを期待します。

なお、計画の推進にあたって、特に留意していただきたいことは、次のとおりです。

1. 男女平等をはじめ人権の尊重を実現するため、意識啓発や相談窓口の周知、支援体制の充実に努めること。
2. 施策の推進にあたっては、市民や関係団体・企業と行政が連携し、取り組みを進めること。
3. 本計画が理念に終わらず、社会に浸透して機能させるための実効性のあるものに努めること。
4. 男女共同参画を推進するにあたり、本計画の取り組みを広く市民へ周知するとともに、参画促進に努めること。

以上

4 士別市人づくり・まちづくり推進協議会委員名簿

	役 職	氏 名
1	委員長	小笠原 英 之
2	副委員長	崎 原 敬 子
3	委 員	高 橋 稔
4	委 員	前 澤 康 行
5	委 員	神 田 将 吾
6	委 員	森 田 青 葉
7	委 員	荒 又 拓 美
8	委 員（公募）	齋 藤 啓
9	委 員（公募）	真 鍋 徹 也
10	特別委員	松 田 成 子
11	特別委員	古 川 芽 生

- 委員任期 令和 7（2025）年4月1日～令和 9（2019）年3月31日
- 特別委員任期 令和 7（2025）年4月1日～令和 8（2026）年3月31日

5 市民アンケート調査結果

【1. 調査概要】

(1) 調査の目的

男女共同参画の視点から市民意識を調査することで、現計画の進捗状況を把握するとともに、現状と課題を明確にし、令和8（2026）年度を初年度とする「第4期士別市男女共同参画行動計画」の策定及び今後の施策に反映させることを目的とする。

(2) 調査対象及び抽出方法

- ・対象者：士別市内在住の満18歳以上の男女800人
- ・抽出方法：住民基本台帳による層化無作為抽出（地域・年代を考慮）

(3) 調査期間

- ・令和7（2025）年6月13日発送～7月7日まで

(4) 調査方法

- ・郵送による配布、郵送またはWEBによる回収

(5) 回収結果

- ・有効回収数：300件（郵送回答234件、オンライン60件、窓口持参6件）
- ・有効回収率：37.5%（郵送回答29.2%、オンライン7.5%、窓口持参0.8%）

※回収率は少数第2位を四捨五入しているため、合計が100（%）にならない場合があります。

【2. 調査結果】

(1) 回答属性

【問1】あなたの性別は。 【問2】あなたの年齢は。(基準日：6月1日現在)

(回答対象者数: 300)

	1. 18~19歳	2. 20~29歳	3. 30~39歳	4. 40~49歳	5. 50~59歳	6. 60歳以上	無回答	合計	(割合)
1. 男性	4	9	16	21	30	61	1	142	(47.3%)
2. 女性	3	10	22	25	32	66	0	158	(52.7%)
3. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	(0.0%)
無回答	0	0	0	0	0	0	0	0	(0.0%)
合計 (割合)	7 (2.3%)	19 (6.3%)	38 (12.7%)	46 (15.3%)	62 (20.7%)	127 (42.3%)	1 (0.3%)	300 (100.0%)	

【問3】あなたの職業は。

(回答対象者数: 300)

職業	人数	(割合)
1. 会社・団体・公務員などの正社員・正職員	109	(36.3%)
2. 派遣・契約社員	14	(4.7%)
3. パート・アルバイト	56	(18.7%)
4. 自営業主または家族従業員(農業・林業・商業・製造業・サービス業など)	31	(10.3%)
5. 学生	7	(2.3%)
6. 家事専業	21	(7.0%)
7. 無職(家事専業を除く)	55	(18.3%)
8. その他	5	(1.7%)
無回答	2	(0.7%)
合計	300	(100.0%)

【問4】あなたは結婚(事実婚を含む)をしていますか。

(回答対象者数: 300)

婚姻状況	人数	(割合)
1. 未婚	74	(24.7%)
2. 既婚(配偶者・パートナーあり)	175	(58.3%)
3. 既婚(離別・死別)	51	(17.0%)
無回答	0	(0.0%)
合計	300	(100.0%)

→

(回答対象者数: 175)

既婚者共働き状況	人数	(割合)
1. 共働きである	108	(61.7%)
2. 共働きでない	63	(36.0%)
無回答	4	(2.3%)
合計	175	(100.0%)

【問5】あなたの家族構成は。

(回答対象者数: 300)

家族構成	人数	(割合)
1. 単身世帯	61	(20.3%)
2. 一世代家庭(配偶者・パートナー)	103	(34.3%)
3. 二世世代家族(親と子)	115	(38.3%)
4. 三世世代家族(親と子と孫)	14	(4.7%)
5. その他	5	(1.7%)
無回答	2	(0.7%)
合計	300	(100.0%)

(2) 男女の役割意識について

【問6】 家庭や結婚などに対するあなたの考え方についておたずねします。

(1)～(9)の各項目について、あなたの考えに近いものをそれぞれ選んで番号に○をつけてください。

(回答対象者数：300)

		1. そう思う	2. どちらかといえばそう思う	3. どちらかといえばそう思わない	4. そう思わない	5. どちらともいえない	無回答
①男性は仕事、女性は家庭を中心とした方が良い	全体 (割合)	9 (3.0%)	38 (12.7%)	42 (14.0%)	165 (55.0%)	43 (14.3%)	3 (1.0%)
	1. 男性 (割合)	6 (4.2%)	20 (14.1%)	25 (17.6%)	66 (46.5%)	23 (16.2%)	2 (1.4%)
	2. 女性 (割合)	3 (1.9%)	18 (11.4%)	17 (10.8%)	99 (62.7%)	20 (12.7%)	1 (0.6%)
②女性が家族の介護をした方が良い	全体 (割合)	5 (1.7%)	28 (9.3%)	33 (11.0%)	187 (62.3%)	44 (14.7%)	3 (1.0%)
	1. 男性 (割合)	3 (2.1%)	20 (14.1%)	18 (12.7%)	73 (51.4%)	27 (19.0%)	1 (0.7%)
	2. 女性 (割合)	2 (1.3%)	8 (5.1%)	15 (9.5%)	114 (72.2%)	17 (10.8%)	2 (1.3%)
③母親は、子どもが小さい時は、子育てに専念した方が良い	全体 (割合)	38 (12.7%)	104 (34.7%)	35 (11.7%)	76 (25.3%)	44 (14.7%)	3 (1.0%)
	1. 男性 (割合)	20 (14.1%)	56 (39.4%)	17 (12.0%)	32 (22.5%)	15 (10.6%)	2 (1.4%)
	2. 女性 (割合)	18 (11.4%)	48 (30.4%)	18 (11.4%)	44 (27.8%)	29 (18.4%)	1 (0.6%)
④三世同居で暮らすのが理想的である	全体 (割合)	12 (4.0%)	35 (11.7%)	31 (10.3%)	142 (47.3%)	78 (26.0%)	2 (0.7%)
	1. 男性 (割合)	7 (4.9%)	20 (14.1%)	13 (9.2%)	61 (43.0%)	40 (28.2%)	1 (0.7%)
	2. 女性 (割合)	5 (3.2%)	15 (9.5%)	18 (11.4%)	81 (51.3%)	38 (24.1%)	1 (0.6%)
⑤男性も家事や子育てに積極的に関わり、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を図るべきである	全体 (割合)	151 (50.3%)	112 (37.3%)	13 (4.3%)	4 (1.3%)	14 (4.7%)	6 (2.0%)
	1. 男性 (割合)	60 (42.3%)	54 (38.0%)	9 (6.3%)	3 (2.1%)	11 (7.7%)	5 (3.5%)
	2. 女性 (割合)	91 (57.6%)	58 (36.7%)	4 (2.5%)	1 (0.6%)	3 (1.9%)	1 (0.6%)
⑥結婚は個人の自由であるから、結婚してもしなくてもどちらでも良いと思う	全体 (割合)	166 (55.3%)	58 (19.3%)	24 (8.0%)	21 (7.0%)	28 (9.3%)	3 (1.0%)
	1. 男性 (割合)	67 (47.2%)	30 (21.1%)	15 (10.6%)	13 (9.2%)	15 (10.6%)	2 (1.4%)
	2. 女性 (割合)	99 (62.7%)	28 (17.7%)	9 (5.7%)	8 (5.1%)	13 (8.2%)	1 (0.6%)
⑦夫婦が希望すれば、夫婦別姓を認めて良いと思う	全体 (割合)	130 (43.3%)	49 (16.3%)	24 (8.0%)	54 (18.0%)	40 (13.3%)	3 (1.0%)
	1. 男性 (割合)	49 (34.5%)	23 (16.2%)	12 (8.5%)	35 (24.6%)	21 (14.8%)	2 (1.4%)
	2. 女性 (割合)	81 (51.3%)	26 (16.5%)	12 (7.6%)	19 (12.0%)	19 (12.0%)	1 (0.6%)
⑧結婚しても、必ずしも子どもをもつ必要はない	全体 (割合)	130 (43.3%)	58 (19.3%)	29 (9.7%)	30 (10.0%)	49 (16.3%)	4 (1.3%)
	1. 男性 (割合)	45 (31.7%)	31 (21.8%)	16 (11.3%)	17 (12.0%)	31 (21.8%)	2 (1.4%)
	2. 女性 (割合)	85 (53.8%)	27 (17.1%)	13 (8.2%)	13 (8.2%)	18 (11.4%)	2 (1.3%)
⑨これからは、さらに女性の社会参加を進める必要がある	全体 (割合)	129 (43.0%)	100 (33.3%)	10 (3.3%)	13 (4.3%)	45 (15.0%)	3 (1.0%)
	1. 男性 (割合)	54 (38.0%)	45 (31.7%)	5 (3.5%)	11 (7.7%)	25 (17.6%)	2 (1.4%)
	2. 女性 (割合)	75 (47.5%)	55 (34.8%)	5 (3.2%)	2 (1.3%)	20 (12.7%)	1 (0.6%)

【問7】 日常的な家庭の仕事の分担について、あなたのご家庭の実態をおたずねします。
 (配偶者がいない方は、「いる」と仮定して、どのようにしたいかお答えください。)

(回答対象者数: 300)

		主に夫	夫婦共同(協働)	主に妻	その他・該当しない	無回答
①食事のしたく	全体 (割合)	2 (0.7%)	99 (33.0%)	179 (59.7%)	15 (5.0%)	5 (1.7%)
	1. 男性 (割合)	1 (0.7%)	51 (35.9%)	77 (54.2%)	12 (8.5%)	1 (0.7%)
	2. 女性 (割合)	1 (0.6%)	48 (30.4%)	102 (64.6%)	3 (1.9%)	4 (2.5%)
②食事の後片付け	全体 (割合)	20 (6.7%)	142 (47.3%)	120 (40.0%)	14 (4.7%)	4 (1.3%)
	1. 男性 (割合)	14 (9.9%)	75 (52.8%)	42 (29.6%)	10 (7.0%)	1 (0.7%)
	2. 女性 (割合)	6 (3.8%)	67 (42.4%)	78 (49.4%)	4 (2.5%)	3 (1.9%)
③そうじ	全体 (割合)	8 (2.7%)	151 (50.3%)	121 (40.3%)	16 (5.3%)	4 (1.3%)
	1. 男性 (割合)	5 (3.5%)	80 (56.3%)	45 (31.7%)	11 (7.7%)	1 (0.7%)
	2. 女性 (割合)	3 (1.9%)	71 (44.9%)	76 (48.1%)	5 (3.2%)	3 (1.9%)
④ごみ出し	全体 (割合)	55 (18.3%)	140 (46.7%)	84 (28.0%)	17 (5.7%)	4 (1.3%)
	1. 男性 (割合)	26 (18.3%)	77 (54.2%)	27 (19.0%)	11 (7.7%)	1 (0.7%)
	2. 女性 (割合)	29 (18.4%)	63 (39.9%)	57 (36.1%)	6 (3.8%)	3 (1.9%)
⑤洗濯	全体 (割合)	9 (3.0%)	122 (40.7%)	149 (49.7%)	16 (5.3%)	4 (1.3%)
	1. 男性 (割合)	6 (4.2%)	64 (45.1%)	59 (41.5%)	12 (8.5%)	1 (0.7%)
	2. 女性 (割合)	3 (1.9%)	58 (36.7%)	90 (57.0%)	4 (2.5%)	3 (1.9%)
⑥食品や日用品の買い物	全体 (割合)	8 (2.7%)	169 (56.3%)	106 (35.3%)	13 (4.3%)	4 (1.3%)
	1. 男性 (割合)	7 (4.9%)	83 (58.5%)	43 (30.3%)	8 (5.6%)	1 (0.7%)
	2. 女性 (割合)	1 (0.6%)	86 (54.4%)	63 (39.9%)	5 (3.2%)	3 (1.9%)
⑦子育て	全体 (割合)	1 (0.3%)	163 (54.3%)	83 (27.7%)	45 (15.0%)	8 (2.7%)
	1. 男性 (割合)	1 (0.7%)	76 (53.5%)	28 (19.7%)	32 (22.5%)	5 (3.5%)
	2. 女性 (割合)	0 (0.0%)	87 (55.1%)	55 (34.8%)	13 (8.2%)	3 (1.9%)
⑧家族の看護・介護	全体 (割合)	2 (0.7%)	138 (46.0%)	61 (20.3%)	93 (31.0%)	6 (2.0%)
	1. 男性 (割合)	1 (0.7%)	72 (50.7%)	15 (10.6%)	52 (36.6%)	2 (1.4%)
	2. 女性 (割合)	1 (0.6%)	66 (41.8%)	46 (29.1%)	41 (25.9%)	4 (2.5%)
⑨家計の管理	全体 (割合)	24 (8.0%)	117 (39.0%)	134 (44.7%)	19 (6.3%)	6 (2.0%)
	1. 男性 (割合)	11 (7.7%)	62 (43.7%)	55 (38.7%)	13 (9.2%)	1 (0.7%)
	2. 女性 (割合)	13 (8.2%)	55 (34.8%)	79 (50.0%)	6 (3.8%)	5 (3.2%)
⑩除雪	全体 (割合)	141 (47.0%)	121 (40.3%)	11 (3.7%)	21 (7.0%)	6 (2.0%)
	1. 男性 (割合)	68 (47.9%)	58 (40.8%)	3 (2.1%)	12 (8.5%)	1 (0.7%)
	2. 女性 (割合)	73 (46.2%)	63 (39.9%)	8 (5.1%)	9 (5.7%)	5 (3.2%)
⑪自治会などの地域活動	全体 (割合)	82 (27.3%)	129 (43.0%)	31 (10.3%)	52 (17.3%)	6 (2.0%)
	1. 男性 (割合)	42 (29.6%)	67 (47.2%)	4 (2.8%)	28 (19.7%)	1 (0.7%)
	2. 女性 (割合)	40 (25.3%)	62 (39.2%)	27 (17.1%)	24 (15.2%)	5 (3.2%)
⑫PTAなどの教育活動	全体 (割合)	18 (6.0%)	131 (43.7%)	60 (20.0%)	84 (28.0%)	7 (2.3%)
	1. 男性 (割合)	9 (6.3%)	68 (47.9%)	14 (9.9%)	48 (33.8%)	3 (2.1%)
	2. 女性 (割合)	9 (5.7%)	63 (39.9%)	46 (29.1%)	36 (22.8%)	4 (2.5%)

(3) 男女平等に関する意識について

【問8】あなたの生活の中で、男女平等に関する満足度はどの程度だと感じますか。
 (1)～(5)の各項目について、あなたの考えに近いものをそれぞれ選んで
 番号に○をつけてください。

(回答対象者数: 300)

		満足している	どちらかといえ ば満足している	どちらかといえ ば満足していな	満足していない	どちらともいえない	わからない	無回答
①家庭生活(家事・育児・介護)	全体 (割合)	48 (16.0%)	100 (33.3%)	39 (13.0%)	26 (8.7%)	38 (12.7%)	42 (14.0%)	7 (2.3%)
	1. 男性 (割合)	28 (19.7%)	54 (38.0%)	7 (4.9%)	5 (3.5%)	18 (12.7%)	26 (18.3%)	4 (2.8%)
	2. 女性 (割合)	20 (12.7%)	46 (29.1%)	32 (20.3%)	21 (13.3%)	20 (12.7%)	16 (10.1%)	3 (1.9%)
②職場(採用・処遇・労働環境)	全体 (割合)	47 (15.7%)	83 (27.7%)	39 (13.0%)	33 (11.0%)	36 (12.0%)	50 (16.7%)	12 (4.0%)
	1. 男性 (割合)	21 (14.8%)	40 (28.2%)	20 (14.1%)	9 (6.3%)	16 (11.3%)	27 (19.0%)	9 (6.3%)
	2. 女性 (割合)	26 (16.5%)	43 (27.2%)	19 (12.0%)	24 (15.2%)	20 (12.7%)	23 (14.6%)	3 (1.9%)
③地域(自治会・サークル活動)	全体 (割合)	25 (8.3%)	77 (25.7%)	28 (9.3%)	24 (8.0%)	52 (17.3%)	87 (29.0%)	7 (2.3%)
	1. 男性 (割合)	13 (9.2%)	40 (28.2%)	10 (7.0%)	10 (7.0%)	22 (15.5%)	42 (29.6%)	5 (3.5%)
	2. 女性 (割合)	12 (7.6%)	37 (23.4%)	18 (11.4%)	14 (8.9%)	30 (19.0%)	45 (28.5%)	2 (1.3%)
④社会制度(慣習・法律)	全体 (割合)	15 (5.0%)	55 (18.3%)	51 (17.0%)	62 (20.7%)	47 (15.7%)	62 (20.7%)	8 (2.7%)
	1. 男性 (割合)	9 (6.3%)	35 (24.6%)	24 (16.9%)	21 (14.8%)	19 (13.4%)	29 (20.4%)	5 (3.5%)
	2. 女性 (割合)	6 (3.8%)	20 (12.7%)	27 (17.1%)	41 (25.9%)	28 (17.7%)	33 (20.9%)	3 (1.9%)
⑤学校(男女平等に関する教育・学校 内環境)	全体 (割合)	18 (6.0%)	71 (23.7%)	29 (9.7%)	26 (8.7%)	42 (14.0%)	106 (35.3%)	8 (2.7%)
	1. 男性 (割合)	8 (5.6%)	37 (26.1%)	10 (7.0%)	9 (6.3%)	17 (12.0%)	55 (38.7%)	6 (4.2%)
	2. 女性 (割合)	10 (6.3%)	34 (21.5%)	19 (12.0%)	17 (10.8%)	25 (15.8%)	51 (32.3%)	2 (1.3%)

【問9】あなたは、「女性が働き続けるために必要なこと」は何だと思えますか。
 次の中から3つまで選び、番号に○をつけてください。

(回答対象者数: 300)

	の容 1 男女 差の金 を労や な働仕 く条事 す件内	をき持業 2 確やた時 保すせ間 するに働 る労な柔 動ど軟間 条、性や 件働を就	どピた 3 をスめ 充、の育 実休施児 さ業設、 せ制や介 る度サ護 な の	意も介 4 識の護 改とは家 革い女事 をう性、 す社が育 会す児 のる、	をイ調 5 図フ和 る、(仕 パワ事 ラ と ンク生 ス、活 〜ラの	の研 6 機修、 会や女 を昇性 確進に 保、対 す昇す る格る	7 そ 他	と 8 は、 な特 いに 必要 なこ	無 回 答
全体 (割合)	122 (40.7%)	222 (74.0%)	163 (54.3%)	120 (40.0%)	112 (37.3%)	46 (15.3%)	11 (3.7%)	11 (3.7%)	10 (3.3%)
1. 男性 (割合)	61 (43.0%)	91 (64.1%)	69 (48.6%)	45 (31.7%)	50 (35.2%)	24 (16.9%)	8 (5.6%)	10 (7.0%)	8 (5.6%)
2. 女性 (割合)	61 (38.6%)	131 (82.9%)	94 (59.5%)	75 (47.5%)	62 (39.2%)	22 (13.9%)	3 (1.9%)	1 (0.6%)	2 (1.3%)

(4) 男女の人権について

【問 10】あなたは、配偶者をはじめとするパートナーや恋人に、次のようなことを「されたこと」、「したこと」がありますか。あてはまるものすべてを選び、番号に○をつけてください。

※「パートナー」には、配偶者、婚姻届を出していない事実婚や別居中の夫婦、元配偶者（離別・死別した相手、事実婚を解消した相手）も含まれます。

(回答対象者数: 300)

		1. 何度もされた	2. 数回された	3. されたことはない	4. 何度もした	5. 数回した	6. したことはない	無回答
①何を言っても無視する	全体 (割合)	13 (4.3%)	42 (14.0%)	160 (53.3%)	11 (3.7%)	38 (12.7%)	151 (50.3%)	8 (2.7%)
	1. 男性 (割合)	3 (2.1%)	24 (16.9%)	62 (43.7%)	4 (2.8%)	20 (14.1%)	85 (59.9%)	2 (1.4%)
	2. 女性 (割合)	10 (6.3%)	18 (11.4%)	98 (62.0%)	7 (4.4%)	18 (11.4%)	66 (41.8%)	6 (3.8%)
②交友関係や電話・メール、行動を細かく監視する	全体 (割合)	7 (2.3%)	22 (7.3%)	179 (59.7%)	1 (0.3%)	11 (3.7%)	195 (65.0%)	8 (2.7%)
	1. 男性 (割合)	1 (0.7%)	9 (6.3%)	77 (54.2%)	1 (0.7%)	2 (1.4%)	109 (76.8%)	2 (1.4%)
	2. 女性 (割合)	6 (3.8%)	13 (8.2%)	102 (64.6%)	0 (0.0%)	9 (5.7%)	86 (54.4%)	6 (3.8%)
③大切にしているものをわざと壊したり捨てたりする	全体 (割合)	2 (0.7%)	8 (2.7%)	195 (65.0%)	1 (0.3%)	8 (2.7%)	201 (67.0%)	8 (2.7%)
	1. 男性 (割合)	1 (0.7%)	0 (0.0%)	82 (57.7%)	0 (0.0%)	5 (3.5%)	111 (78.2%)	2 (1.4%)
	2. 女性 (割合)	1 (0.6%)	8 (5.1%)	113 (71.5%)	1 (0.6%)	3 (1.9%)	90 (57.0%)	6 (3.8%)
④「誰のおかげでお前は食べられるんだ」などと言う	全体 (割合)	6 (2.0%)	21 (7.0%)	172 (57.3%)	1 (0.3%)	6 (2.0%)	195 (65.0%)	10 (3.3%)
	1. 男性 (割合)	1 (0.7%)	2 (1.4%)	65 (45.8%)	1 (0.7%)	5 (3.5%)	118 (83.1%)	3 (2.1%)
	2. 女性 (割合)	5 (3.2%)	19 (12.0%)	107 (67.7%)	0 (0.0%)	1 (0.6%)	77 (48.7%)	7 (4.4%)
⑤生活費を渡さないなど、経済的に押さえつける	全体 (割合)	6 (2.0%)	9 (3.0%)	182 (60.7%)	0 (0.0%)	2 (0.7%)	204 (68.0%)	9 (3.0%)
	1. 男性 (割合)	1 (0.7%)	1 (0.7%)	64 (45.1%)	0 (0.0%)	2 (1.4%)	123 (86.6%)	3 (2.1%)
	2. 女性 (割合)	5 (3.2%)	8 (5.1%)	118 (74.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	81 (51.3%)	6 (3.8%)
⑥怒鳴ったり、なぐるふりなどをして、おどす	全体 (割合)	11 (3.7%)	29 (9.7%)	157 (52.3%)	0 (0.0%)	21 (7.0%)	185 (61.7%)	9 (3.0%)
	1. 男性 (割合)	1 (0.7%)	5 (3.5%)	58 (40.8%)	0 (0.0%)	16 (11.3%)	112 (78.9%)	3 (2.1%)
	2. 女性 (割合)	10 (6.3%)	24 (15.2%)	99 (62.7%)	0 (0.0%)	5 (3.2%)	73 (46.2%)	6 (3.8%)
⑦なぐったり、けったり、ものを投げつけ、怪我を負わす	全体 (割合)	4 (1.3%)	12 (4.0%)	176 (58.7%)	0 (0.0%)	9 (3.0%)	200 (66.7%)	10 (3.3%)
	1. 男性 (割合)	0 (0.0%)	1 (0.7%)	61 (43.0%)	0 (0.0%)	4 (2.8%)	123 (86.6%)	4 (2.8%)
	2. 女性 (割合)	4 (2.5%)	11 (7.0%)	115 (72.8%)	0 (0.0%)	5 (3.2%)	77 (48.7%)	6 (3.8%)
⑧避妊に協力しない	全体 (割合)	2 (0.7%)	9 (3.0%)	174 (58.0%)	3 (1.0%)	6 (2.0%)	200 (66.7%)	13 (4.3%)
	1. 男性 (割合)	0 (0.0%)	1 (0.7%)	59 (41.5%)	1 (0.7%)	6 (4.2%)	120 (84.5%)	4 (2.8%)
	2. 女性 (割合)	2 (1.3%)	8 (5.1%)	115 (72.8%)	2 (1.3%)	0 (0.0%)	80 (50.6%)	9 (5.7%)
⑨相手がいやがっているのに性的な行為を強要する	全体 (割合)	4 (1.3%)	13 (4.3%)	167 (55.7%)	0 (0.0%)	12 (4.0%)	199 (66.3%)	11 (3.7%)
	1. 男性 (割合)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	59 (41.5%)	0 (0.0%)	10 (7.0%)	120 (84.5%)	3 (2.1%)
	2. 女性 (割合)	4 (2.5%)	13 (8.2%)	108 (68.4%)	0 (0.0%)	2 (1.3%)	79 (50.0%)	8 (5.1%)
⑩「バカ」「役立たず」など人格否定することを言う	全体 (割合)	8 (2.7%)	24 (8.0%)	158 (52.7%)	3 (1.0%)	22 (7.3%)	187 (62.3%)	10 (3.3%)
	1. 男性 (割合)	0 (0.0%)	5 (3.5%)	56 (39.4%)	2 (1.4%)	12 (8.5%)	116 (81.7%)	2 (1.4%)
	2. 女性 (割合)	8 (5.1%)	19 (12.0%)	102 (64.6%)	1 (0.6%)	10 (6.3%)	71 (44.9%)	8 (5.1%)

◆問 10 で「何度もされた」、「数回された」と回答した方におたずねします。
 【問 11】その後、あなたはどんな対応をしましたか。また、どこか（だれか）に相談しましたか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

(回答対象者数: 96)

	1. どこ（だれ）にも相談しなかった	2. 妻、夫、パートナー（夫婦）と話し合った	3. 友人、親や兄弟姉妹、知人に相談した	4. 学校関係者（先生、スクールカウンセラーなど）に相談した	5. 安全なところ（警察署、保健所、福祉センターなど）に相談した	6. 学校関係者（先生、スクールカウンセラーなど）に相談した	7. 医療機関に相談した	8. 警察に連絡・相談した	9. 何もしないで我慢した	10. その他	無回答
全体 (割合)	38 (39.6%)	26 (27.1%)	23 (24.0%)	0 (0.0%)	4 (4.2%)	0 (0.0%)	1 (1.0%)	1 (1.0%)	26 (27.1%)	3 (3.1%)	0 (0.0%)
1. 男性 (割合)	16 (42.1%)	11 (28.9%)	4 (10.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	11 (28.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
2. 女性 (割合)	22 (37.9%)	15 (25.9%)	19 (32.8%)	0 (0.0%)	4 (6.9%)	0 (0.0%)	1 (1.7%)	1 (1.7%)	15 (25.9%)	3 (5.2%)	0 (0.0%)

※スクールカウンセラー：教育機関において心理相談業務に携わる心理職専門家

◆問 11 で「1. どこ（だれ）にも相談しなかった」と回答した方におたずねします。
 【問 12】相談しなかった理由は何ですか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

(回答対象者数: 38)

	1. 相談しなかった理由がわからない	2. 相談しなかった理由がわからない	3. 相談してもムダだと思った	4. 相談した相手（友人、親など）に相談したくない	5. 自分（自分自身）の我慢が足りない	6. 世間体があるから	7. 他人の巻き込みが怖い	8. 自分にも悪いところがある	9. 相手の行為は愛情表現だと思つた	10. 相談するほどのではない	11. その他	無回答
全体 (割合)	7 (18.4%)	7 (18.4%)	17 (44.7%)	1 (2.6%)	9 (23.7%)	3 (7.9%)	5 (13.2%)	6 (15.8%)	3 (7.9%)	12 (31.6%)	2 (5.3%)	0 (0.0%)
1. 男性 (割合)	2 (12.5%)	2 (12.5%)	9 (56.3%)	0 (0.0%)	2 (12.5%)	1 (6.3%)	1 (6.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	7 (43.8%)	1 (6.3%)	0 (0.0%)
2. 女性 (割合)	5 (22.7%)	5 (22.7%)	8 (36.4%)	1 (4.5%)	7 (31.8%)	2 (9.1%)	4 (18.2%)	6 (27.3%)	3 (13.6%)	5 (22.7%)	1 (4.5%)	0 (0.0%)

【問 13】あなたはドメスティック・バイオレンス（DV）をなくすためには何が必要だと思いますか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

(回答対象者数: 300)

	1. 女性の家庭や学校における権利の充実に努める	2. 暴力被害者の啓発を推進する	3. 加害者に対する更生プログラム	4. 警察や裁判官、弁護士、被害者支援センターなどによる被害者の保護	5. 法律・制度の制定や見直しを行う	6. その他	無回答
全体 (割合)	157 (52.3%)	127 (42.3%)	120 (40.0%)	171 (57.0%)	135 (45.0%)	27 (9.0%)	22 (7.3%)
1. 男性 (割合)	72 (50.7%)	62 (43.7%)	51 (35.9%)	77 (54.2%)	55 (38.7%)	13 (9.2%)	11 (7.7%)
2. 女性 (割合)	85 (53.8%)	65 (41.1%)	69 (43.7%)	94 (59.5%)	80 (50.6%)	14 (8.9%)	11 (7.0%)

(5) 性の多様性について

【問 14】あなたは、現在、性的少数者の方にとって、偏見や差別により生活しづらい社会だと思いませんか。

(回答対象者数: 300)

	1 そう 思う	2 え ば ど ち ら か と い	3 え ば ど ち ら か と い	4 思 わ な い	5 え な い ど ち ら と も い	6 わ か ら な い	無 回 答
全体 (割合)	40 (13.3%)	116 (38.7%)	28 (9.3%)	19 (6.3%)	33 (11.0%)	53 (17.7%)	11 (3.7%)
1. 男性 (割合)	17 (12.0%)	43 (30.3%)	16 (11.3%)	13 (9.2%)	20 (14.1%)	28 (19.7%)	5 (3.5%)
2. 女性 (割合)	23 (14.6%)	73 (46.2%)	12 (7.6%)	6 (3.8%)	13 (8.2%)	25 (15.8%)	6 (3.8%)

【問 15】あなたは、性的少数者に対する理解の促進や支援には、どのような取組が必要だと思いませんか。次の中から3つまで選び、番号に○をつけてください。

(回答対象者数: 300)

	1 促 進 の 取 組 に お い て	2 ナ ン ド の シ ブ ト 入 力	3 置 談 の 充 実 の 設 置	4 関 連 の 推 進 の 機 会	5 学 校 の 改 善 の 取 組	6 ど の 種 別 の 申 請 書	7 情 報 の 共 有 の 場	8 D E I の 取 組 の 実 施	9 そ の 他	無 回 答
全体 (割合)	174 (58.0%)	109 (36.3%)	74 (24.7%)	47 (15.7%)	67 (22.3%)	32 (10.7%)	117 (39.0%)	45 (15.0%)	16 (5.3%)	21 (7.0%)
1. 男性 (割合)	76 (53.5%)	42 (29.6%)	39 (27.5%)	30 (21.1%)	26 (18.3%)	15 (10.6%)	55 (38.7%)	13 (9.2%)	9 (6.3%)	10 (7.0%)
2. 女性 (割合)	98 (62.0%)	67 (42.4%)	35 (22.2%)	17 (10.8%)	41 (25.9%)	17 (10.8%)	62 (39.2%)	32 (20.3%)	7 (4.4%)	11 (7.0%)

※性的少数者：体の性別とこころの性別が一致しない人や同性愛者など、性的指向や性自認が異なる人々のこと

※パートナーシップ制度：各自治体が同性同士のカップルを婚姻に相当する関係と認め証明書を発行する制度

※DEI：あらゆる人が公平に扱われ、尊重され、組織・社会において包括される状態を目指すこと

(6) 男女共同参画社会への取り組みについて

【問 16】あなたは、男女共同参画に関する事項について、どの程度知っていますか。
 (1)～(12)の各項目について、あてはまる番号をそれぞれ選んで○をつけてください。

(回答対象者数: 300)

		知っている	聞いたことがある	知らない	無回答
①士別市男女共同参画行動計画	全体 (割合)	33 (11.0%)	98 (32.7%)	161 (53.7%)	8 (2.7%)
	1. 男性 (割合)	18 (12.7%)	44 (31.0%)	78 (54.9%)	2 (1.4%)
	2. 女性 (割合)	15 (9.5%)	54 (34.2%)	83 (52.5%)	6 (3.8%)
②士別市男女共同参画推進条例	全体 (割合)	28 (9.3%)	88 (29.3%)	174 (58.0%)	10 (3.3%)
	1. 男性 (割合)	15 (10.6%)	41 (28.9%)	83 (58.5%)	3 (2.1%)
	2. 女性 (割合)	13 (8.2%)	47 (29.7%)	91 (57.6%)	7 (4.4%)
③士別市DV専用ホットライン	全体 (割合)	26 (8.7%)	86 (28.7%)	177 (59.0%)	11 (3.7%)
	1. 男性 (割合)	10 (7.0%)	43 (30.3%)	86 (60.6%)	3 (2.1%)
	2. 女性 (割合)	16 (10.1%)	43 (27.2%)	91 (57.6%)	8 (5.1%)
④女性の人権ホットライン	全体 (割合)	21 (7.0%)	107 (35.7%)	162 (54.0%)	10 (3.3%)
	1. 男性 (割合)	6 (4.2%)	50 (35.2%)	83 (58.5%)	3 (2.1%)
	2. 女性 (割合)	15 (9.5%)	57 (36.1%)	79 (50.0%)	7 (4.4%)
⑤男女共同参画社会	全体 (割合)	53 (17.7%)	99 (33.0%)	135 (45.0%)	13 (4.3%)
	1. 男性 (割合)	25 (17.6%)	49 (34.5%)	64 (45.1%)	4 (2.8%)
	2. 女性 (割合)	28 (17.7%)	50 (31.6%)	71 (44.9%)	9 (5.7%)
⑥ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)	全体 (割合)	62 (20.7%)	84 (28.0%)	139 (46.3%)	15 (5.0%)
	1. 男性 (割合)	32 (22.5%)	41 (28.9%)	63 (44.4%)	6 (4.2%)
	2. 女性 (割合)	30 (19.0%)	43 (27.2%)	76 (48.1%)	9 (5.7%)
⑦ポジティブ・アクション(積極的改善措置)	全体 (割合)	14 (4.7%)	61 (20.3%)	209 (69.7%)	16 (5.3%)
	1. 男性 (割合)	9 (6.3%)	30 (21.1%)	97 (68.3%)	6 (4.2%)
	2. 女性 (割合)	5 (3.2%)	31 (19.6%)	112 (70.9%)	10 (6.3%)
⑧リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する女性の健康と権利)	全体 (割合)	10 (3.3%)	44 (14.7%)	232 (77.3%)	14 (4.7%)
	1. 男性 (割合)	3 (2.1%)	22 (15.5%)	112 (78.9%)	5 (3.5%)
	2. 女性 (割合)	7 (4.4%)	22 (13.9%)	120 (75.9%)	9 (5.7%)
⑨LGBTQ(レズビアン・ゲイ・バイセクシャル・トランスジェンダー・クエスチョニング)	全体 (割合)	107 (35.7%)	88 (29.3%)	93 (31.0%)	12 (4.0%)
	1. 男性 (割合)	44 (31.0%)	43 (30.3%)	50 (35.2%)	5 (3.5%)
	2. 女性 (割合)	63 (39.9%)	45 (28.5%)	43 (27.2%)	7 (4.4%)
⑩アウトティング(了承なく、その人の性自認や性的指向を暴露すること)	全体 (割合)	35 (11.7%)	57 (19.0%)	197 (65.7%)	11 (3.7%)
	1. 男性 (割合)	13 (9.2%)	32 (22.5%)	93 (65.5%)	4 (2.8%)
	2. 女性 (割合)	22 (13.9%)	25 (15.8%)	104 (65.8%)	7 (4.4%)
⑪性的少数者(体の性別とところの性別が一致しない人や同性愛者など、性的指向や性自認が異なる人々)	全体 (割合)	115 (38.3%)	96 (32.0%)	78 (26.0%)	11 (3.7%)
	1. 男性 (割合)	41 (28.9%)	52 (36.6%)	45 (31.7%)	4 (2.8%)
	2. 女性 (割合)	74 (46.8%)	44 (27.8%)	33 (20.9%)	7 (4.4%)
⑫アンコンシャス・バイアス(無意識のうちに形成された偏見や思い込み)	全体 (割合)	27 (9.0%)	59 (19.7%)	202 (67.3%)	12 (4.0%)
	1. 男性 (割合)	15 (10.6%)	30 (21.1%)	92 (64.8%)	5 (3.5%)
	2. 女性 (割合)	12 (7.6%)	29 (18.4%)	110 (69.6%)	7 (4.4%)

【問 17】あなたは、「男女共同参画社会を実現するために、今後どのようなことに力を
入れていくべき」だと思いますか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

(回答対象者数 300)

	1. 活動に男女共同参画の習視を充実する	2. 女性を積極的に登用する	3. 地域や団体で活躍できる女性を育成する	4. 講演会、共同参画等を開催する	5. 働く場での男女格差をなくす	6. シュウコアラ女性に対する暴力防止や被害者への支援を充実する	7. シンクアラ男性に対する暴力防止や被害者への支援を充実する	8. 女性相談機能の充実	9. 男性相談機能の充実	10. サブサビを充実する	11. その他	無回答
全体 (割合)	146 (48.7%)	63 (21.0%)	73 (24.3%)	53 (17.7%)	125 (41.7%)	132 (44.0%)	89 (29.7%)	97 (32.3%)	60 (20.0%)	141 (47.0%)	12 (4.0%)	29 (9.7%)
1. 男性 (割合)	65 (45.8%)	28 (19.7%)	40 (28.2%)	32 (22.5%)	58 (40.8%)	56 (39.4%)	33 (23.2%)	37 (26.1%)	22 (15.5%)	52 (36.6%)	6 (4.2%)	14 (9.9%)
2. 女性 (割合)	81 (51.3%)	35 (22.2%)	33 (20.9%)	21 (13.3%)	67 (42.4%)	76 (48.1%)	56 (35.4%)	60 (38.0%)	38 (24.1%)	89 (56.3%)	6 (3.8%)	15 (9.5%)

6 関係法令

平成十一年法律第七十八号

男女共同参画社会基本法

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(連携及び協働の促進)

第十八条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるように努めるものとする。

2 地方公共団体は、前項の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するように努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条の二 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に関する業務並びに民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動に従事する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるように努めるものとする。

(調査研究)

第十八条の三 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の国及び地方公共団体の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に資する調査研究を推進するように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第十九条 国は、前三条に定めるもののほか、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を支援するため、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第二十条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が推薦する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成十一年七月一六日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年一月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)

、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 (令和七年六月二七日法律第八〇号)

(施行期日)

- 1 この法律は、独立行政法人男女共同参画機構法(令和七年法律第七十九号)の施行の日から施行する。ただし、第一条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

- 2 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

平成二十七年法律第六十四号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

目次

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 基本方針等（第五条・第六条）
- 第三章 事業主行動計画等
 - 第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）
 - 第二節 一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）
 - 第三節 特定事業主行動計画（第十九条）
 - 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）
- 第五章 雑則（第三十条—第三十三条）
- 第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮し、併せて、女性の健康上の特性に留意して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ 職場において行われる就業環境を害する言動に起因する問題の解決を促進するために必要な措置に関する事項
 - ニ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県推進計画等）

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

（基準に適合する認定一般事業主の認定）

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（特例認定一般事業主の特例等）

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。（啓発活動）

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、令和十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成二九年三月三十一日法律第一四号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日
- 二 及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六條から第二十八條まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年六月五日法律第二四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年三月三十一日法律第一二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定 公布の日

二 略

三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定(一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定(「第四十八条」を「第四十七条の三」に改める部分に限る。)、同法第五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八条の前に一条を加える改正規定を除く。)並びに第三条の規定(職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。)並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十一条中国国家公務員退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第十四条中青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第九十八号)第四条第二項及び第十八条の改正規定並びに同法第三十三条の改正規定(「第一条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」と)を削る部分を除く。)並びに附則第十五条から第二十二條まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七条の規定 令和四年十月一日

(政令への委任)

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 (令和七年六月一一日法律第六三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条に一項を加える改正規定及び同法第三十八条第一項の改正規定(「及び第二項」を「、第二項及び第四項」に改める部分に限る。)、第三条中雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律附則第二項(見出しを含む。)の改正規定(「令和八年三月三十一日」を「令和十八年三月三十一日」に改める部分に限る。)並びに第四条中女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第二条第一項の改正規定、同法第五条第二項第三号の改正規定及び同法附則第二条第一項の改正規定並びに次条並びに附則第三条、第七条、第八条の二及び第十六条の規定 公布の日

二 第一条の規定(前号に掲げる改正規定を除く。)及び第四条の規定(同号に掲げる改正規定及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条の改正規定を除く。)並びに附則第六条の規定及び附則第十三条中労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第四十七条の四の改正規定(「昭和三十一年法律第三百二十二号」の下に「第二十七条の三第一項、」を加える部分に限る。) 令和八年四月一日

(政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第八条の二 政府は、特定受託事業者(特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(令和五年法律第二十五号)第二条第一項に規定する特定受託事業者をいう。以下この条において同じ。)が受けた業務委託(同法第二条第三項に規定する業務委託をいう。)に係る業務において行われる顧客、取引の相手方、施設の利用者その他の当該業務に関係を有する者の言動であって、当該特定受託事業者に係る特定受託業務従事者(同条第二項に規定する特定受託業務従事者をいう。以下この条において同じ。)が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより当該特定受託業務従事者の就業環境が害されることのないようにするための施策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

平成十三年法律第三十一号

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条の四）

第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）

第四章 保護命令（第十条―第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条―第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条―第三十一条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。）を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあつては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
(女性相談支援員による相談等)

第四条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

(女性自立支援施設における保護)

第五条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

(協議会)

第五条の二 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者（第五項において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織するよう努めなければならない。

2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。

3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(秘密保持義務)

第五条の三 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であつた者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和二十九年法律第二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(接近禁止命令等)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫(以下この章において「身体に対する暴力等」という。))を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。)からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

2 前項の場合において、同項の規定による命令(以下「接近禁止命令」という。)を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報(電気通信(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。)の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。))をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等を行うこと。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。)に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置(当該装置の位置に係る位置情報(地理空間情報活用推進基本法(平成十九年法律第六十三号)第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号において同じ。))を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。)(同号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。))により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

十 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。

3 第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十号までに掲げる行為(同項第五号に掲げる行為にあっては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。))をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限る、することができる。

6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為(電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。)をいう。

一 電子メール(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第二十六号)第二条第一号に規定する電子メールをいう。)その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

(退去等命令)

第十条の二 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。)が、配偶者(配偶者からの

身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。）から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間（被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物（不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。）の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあったときは、六月間）、被害者と共に生活の本拠として居る住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

（管轄裁判所）

第十一条 接近禁止命令及び前条の規定による命令（以下「退去等命令」という。）の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないときは又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地
- 3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
- 一 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（接近禁止命令等の申立て等）

第十二条 接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況（当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。）
- 二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 三 第十条第三項の規定による命令（以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。）の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- 二 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況（当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。）
- 二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- 二 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

3 前二項の書面（以下「申立書」という。）に第一項第五号イから二まで又は前項第三号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十三条第一項又は第五十九条第三項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令（以下「保護命令」という。）の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イから二まで又は同条第二項第三号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（期日の呼出し）

第十四条の二 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

(公示送達の方法)

第十四条の三 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

(電子情報処理組織による申立て等)

第十四条の四 保護命令に関する手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。

2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。

3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。

4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かななければならない。

5 第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

6 第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。

7 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。

(退去等命令の再度の申立て)

第十八条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第二十条 削除

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)第一編から第四編までの規定(同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第三百三十三條の二第五項及び第六項、第三百三十三條の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。)を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百十二条第一項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百十二条第一項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第百十三条	書類又は電磁的記録	書類
	記載又は記録	記載
	第百十一条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第三百三十三條の三第一項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面
	当該書面又は電磁的記録	当該書面
	又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録	その他これに類する書面
第百五十一条第二項及び第二百三十一条の二第二項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法
第百六十条第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書(期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。)	調書
第百六十条第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について
第百六十条第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
	当該電子調書	当該調書
第百六十条の二第一項	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
第百六十条の二第二項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して
第二百五条第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百五条第四項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百三十一条の三第二項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
第二百六十一条第四項	電子調書	調書
	記録しなければ	記載しなければ

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
 - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
 - 三 第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用
 - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市町村が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定(同条を除く。)中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	配偶者 、被害者	第二十八条の二に規定する関係にある相手(以下「特定関係者」という。) 、被害者(特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	特定関係者又は特定関係者であった者
第十条第一項から第四項まで、第十条の二、第十一条第二項第二号及び第三項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで並びに第二項第一号及び第二号並びに第十八条第一項	配偶者	特定関係者
第十条第一項、第十条の二並びに第十二条第一項第一号及び第二項第一号	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項まで及び第十条の二の規定によるものを含む。第三十一条において同じ。)に違反した者は、二年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十一条 第十二条第一項若しくは第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項若しくは第二項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成一九年七月一日法律第一一三号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則（平成二五年七月三日法律第七二号）抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則（平成二六年四月二三日法律第二八号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則（令和元年六月二六日法律第四六号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和四年五月二五日法律第五二号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則（令和五年五月一九日法律第三〇号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

二 第二十一条の改正規定 民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号。附則第三条において「民事訴訟法等改正法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

(保護命令事件に係る経過措置)

第二条 この法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「新法」という。）第十条及び第十条の二の規定は、この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後にされる保護命令の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた保護命令の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

2 新法第十一条第二項及び第三項並びに第十二条第一項及び第二項の規定は、施行日以後にされる保護命令の申立てについて適用し、施行日前にされた保護命令の申立てについては、なお従前の例による。

3 新法第十八条第一項の規定は、施行日以後にされる同項に規定する再度の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた同項に規定する再度の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

(民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間の経過措置)

第三条 新法第十四条の二から第十四条の四までの規定は、民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間は、適用しない。

2 附則第一条第二号に規定する規定の施行の日から民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間における新法第二十一条の規定の適用については、同条中「第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第一百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第一百一十一条、第一編第七章、第一百三十三条の二第五項及び第六項、第一百三十三条の三第二項、第百

五十一条第三項、第六十条第二項、第八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。)を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする」とあるのは、「第八十七条の二の規定を除く。)を準用する」とする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)の施行の日(以下この条において「刑法施行日」という。)の前日までの間における新法第三十条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

(政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第八条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和五年六月一四日法律第五三号) 抄

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十二章の規定及び第三百八十八条の規定 公布の日

二 第一条中民事執行法第二十二条第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定(「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。)、同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第四百四十一条第一項第三号の改正規定、同法第八十一条第一項の改正規定、同条第四項の改正規定、同法第八十三条の改正規定、同法第八十九条の改正規定及び同法第九十三条第一項の改正規定、第十二条、第三十三条、第三十四条、第三十六条及び第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定(民法第九十八条第二項及び第五百五十一条第四項の改正規定を除く。)、第四十七条中鉄道抵当法第四十一条の改正規定及び同法第四十三条第三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律第二条の改正規定、第九十一条の規定、第八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第九十八条の規定並びに第三百八十七条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

平成二十三年士別市条例第二号

士別市男女共同参画推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 基本理念（第3条―第8条）

第3章 市、市民、事業者及び教育関係者の責務等（第9条―第14条）

第4章 男女共同参画を推進するための基本的施策（第15条―第22条）

第5章 その他（第23条・第24条）

附則

わが国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取り組みが国際社会における取り組みとも連動して進められてきました。さらに男女共同参画社会基本法が施行され、男女共同参画社会の実現が、今日の日本社会の重要な課題として位置づけられています。

士別市においても、すべての人の人権が尊重され、性別にかかわらず持てる力を発揮し、喜びと責任をともに分かち合えるまちづくりをめざして、士別市男女共同参画行動計画を策定し、その実施に向けて取り組んでいます。しかしながら、性別によって役割を固定的にとらえる意識や社会の制度慣行などが依然として存在し、男女平等が実現しているとはいえない状況が見られます。

このため、すべての人の人権が尊重され、あらゆる形態の暴力が根絶されるとともに、個性と能力を十分に発揮することができ、共に責任を分かち合う男女共同参画社会の実現をめざし、職場、学校、地域、家庭その他社会のあらゆる分野において、市、市民、事業者、教育関係者などが互いに協力し、一人ひとりが輝き、まちが輝く士別市を築くため、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにし、並びに男女共同参画の推進に関する施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、市民との協働により男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思で社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は、性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。
- (4) 市民 市内に居住し、通学し、勤務し、又は市内で活動する人をいう。

第2章 基本理念

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が直接的にも間接的にも性別による差別的な取扱いを受けないこと、性別にとらわれず個人として能力を発揮する機会が確保されること、あらゆる形態の暴力が根絶されること、すべての人の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進にあたっては、性同一性障害を有する人やその他多様な性を有する人の人権についても配慮されなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画の推進にあたっては、性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が、すべての人の、社会における活動の自由な選択を妨げることのないよう配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、市の政策又は事業者もしくは各種の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されなければならない。

(家庭生活とその他の活動の両立)

第6条 男女共同参画の推進にあたっては、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援のもとに、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動に責任を持ち、職業生活等の社会における活動を両立させることができるよう配慮されなければならない。

(互いの性の尊重及び生涯にわたる健康への配慮)

第7条 男女共同参画の推進にあたっては、互いの性を尊重するとともに、妊娠、出産などに関して男女が互いに理解を深め、性と生殖に関する健康と権利が尊重されること及び生涯にわたる心身の健康に配慮されなければならない。

(国際社会における取り組みへの配慮)

第8条 男女共同参画の推進が、国際社会における取り組みと密接な関係を有していることを考慮し、男女共同参画の推進は、国際社会における取り組みを踏まえながら行われなければならない。

第3章 市、市民、事業者及び教育関係者の責務等

(市の責務)

第9条 市は、第2章に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、男女共同参画の推進にあたっては、市民、事業者、国及び他の地方公共団体などとの連携を図らなければならない。

(市民の責務)

第10条 市民は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する理解を深め、家庭、学校、職場、地域その他市民生活のあらゆる分野において、男女共同参画のまちづくりを積極的に推進するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第11条 事業者は、その事業活動を行うにあたっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に自ら積極的に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画を推進するための施策に協力するよう努めなければならない。

(教育関係者の責務)

第12条 学校教育、社会教育その他あらゆる教育現場に関わる者は、基本理念にのっとり、それぞれの教育の場において男女共同参画の推進に配慮するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第13条 すべての人は、家庭、学校、職場、地域その他社会のあらゆる分野において、性別を理由として、直接的にも間接的にも差別的な取扱いをしてはならない。

2 すべての人は、家庭、学校、職場、地域その他社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 すべての人は、家庭、学校、職場、地域その他社会のあらゆる分野において、異性に対し身体的又は精神的な暴力を行使してはならない。

(情報に関する留意)

第14条 すべての人は、公衆に情報を提供するにあたっては、性別による固定的な役割分担及び前条各項に規定する行為を助長し、又は連想させるような表現その他過度な性的表現を行わないよう努めなければならない。

第4章 男女共同参画を推進するための基本的施策

(男女共同参画計画)

第15条 市は、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を策定する。

2 男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するために必要な施策の大綱

(2) 男女の人権の尊重に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市は、男女共同参画計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ士別市人づくり・まちづくり推進協議会の意見を聴かななければならない。

4 市は、男女共同参画計画を策定し、又は変更したときは、すみやかにこれを公表しなければならない。

(施策の策定などにあたっての配慮)

第16条 市は、あらゆる施策の策定及び実施にあたっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(情報の提供など)

第17条 市は、男女共同参画の推進について、市民などの理解を深めるため、情報の提供、広報活動その他適切な措置を講じなければならない。

(教育及び学習の振興)

第18条 市は、学校教育、社会教育その他の教育の分野において、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の振興を図るため、必要な措置を講じるものとする。

(附属機関などにおける男女共同参画の推進)

第19条 市は、附属機関などの委員を任命又は委嘱する場合は、積極的改善措置を講じることにより、男女の参画機会の均衡を図るよう努めるものとする。

(調査研究)

第20条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定などに必要な調査研究を行うものとする。

(実施状況等の公表)

第21条 市は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等について、公表するものとする。

(相談への対応)

第22条 市は、男女共同参画の推進を阻害することについて、市民等からの相談があった場合は、関係機関との連携のもとに適切な措置を講じるものとする。

第5章 その他

(所掌)

第23条 男女共同参画の推進に関する基本的な事項の調査審議は、士別市人づくり・まちづくり推進協議会が行う。

(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際、現に策定されている士別市男女共同参画行動計画は、第15条第1項の規定により策定されたものとみなす。

7 男女共同参画推進に関する年表

年	国連	国	北海道	士別市
昭和50 (1975)	◇国際婦人年 ◇国際婦人の十年('76- '85 決定)	◇婦人問題企画推進本部及び推進会議設置		
昭和52 (1977)		◇国内行動計画策定		
昭和53 (1978)			◇北海道婦人行動計画策定	
昭和54 (1979)	◇女子差別撤廃条約採択			
昭和60 (1985)	◇婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略採択	◇女子差別撤廃条約批准		
昭和61 (1986)		◇男女雇用機会均等法施行		
昭和62 (1987)		◇西暦 2000 年に向けての新国内行動計画策定	◇北海道女性の自立プラン策定	
平成7 (1995)	◇第4回世界女性会議(北京)「北京宣言及び行動綱領」採択			
平成8 (1996)		◇男女共同参画 2000 年プラン策定		
平成9 (1997)			◇北海道男女共同参画プラン策定	
平成11 (1999)		◇男女共同参画社会基本法施行		
平成12 (2000)	◇国連特別総会女性2000 年会議(「北京+5」)開催	◇男女共同参画基本計画決定		
平成13 (2001)		◇配偶者暴力防止法施行	◇北海道男女平等参画推進条例施行	◇女性行政担当窓口を設置
平成14 (2002)			◇北海道男女平等参画基本計画策定	
平成15 (2003)		◇少子化対策基本法施行 ◇次世代育成支援対策推進法成立		◇士別市男女共同参画行動計画(第1期)策定
平成17 (2005)		◇改正育児・介護休業法施行 ◇男女共同参画基本計画(第2次)決定		
平成19 (2007)		◇改正男女雇用機会均等法施行 ◇配偶者暴力防止法改正		
平成20 (2008)			◇北海道男女平等参画基本計画(第2次)策定	
平成22 (2010)		◇男女共同参画基本計画(第3次)決定		
平成23 (2011)	◇ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関(UNWomen)発足			◇士別市男女共同参画推進条例施行
平成24 (2012)	◇第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択			
平成25 (2013)				◇士別市男女共同参画行動計画(第2期)策定
平成26 (2014)	◇第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択			
平成27 (2015)	◇「持続可能な開発のための2030アジェンダ(SDGs)」採択	◇女性活躍推進法成立 ◇男女共同参画基本計画(第4次)策定		
平成30 (2018)		◇政治分野における男女共同参画の推進に関する法律公布・施行	◇北海道男女平等参画基本計画(第3次)策定	◇士別市男女共同参画行動計画(第3期)策定
令和2 (2020)		◇男女共同参画基本計画(第5次)決定		
令和8 (2026)				◇士別市男女共同参画行動計画(第4期)策定

8 各種相談窓口

■女性への暴力（DVやストーカーなど）に関する相談窓口

一人で悩まず相談してください。早めの相談が問題解決の第1歩になります。

◆緊急の場合はすぐに警察にご相談ください。

名称	電話	受付時間帯
北海道立女性相談支援センター	011-666-9955	月～金 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く) ※DVに係る電話相談は下記の時間も受付しています。 ・月～金 18:00～20:00 (祝日・年末年始を除く) ・土日祝 9:00～18:00 (年末年始を除く)
警察相談専用電話 (発信場所を管轄する警察本部などの相談窓口につながります。)	#9110	月～金 8:45～17:30 (土日祝日及び時間外は方面本部総合当直で対応)
性犯罪被害相談電話	#8103	24時間対応(土日祝日及び時間外は当直で対応)
みんなの人権110番	0570-003-110	月～金 8:30～17:15 (祝日及び年末年始を除く)
男性被害者の相談窓口	011-661-3210	月～金 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)
配偶者暴力相談支援センター (上川総合振興局社会福祉課内)	0166-46-5081	月～金 9:00～17:00 (祝日及び年末年始を除く)
士別市DV専用ホットライン	0165-22-1055	月～金8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)

■市内の各種相談窓口

相談内容	電話	相談窓口
子育てに関すること	26-7768、26-7202	市こども家庭センター ※ 市子育て支援センターゆら 月～土 (祝日及び年末年始を除く)
	23-0789	つどいの広場「きら」 火～土 (祝日及び年末年始を除く)
ひとり親家庭に関すること	26-7759	市こども・子育て応援課子育て支援係 ※
青少年相談	23-0625	市青少年相談室のぞみの電話 月～金 13:00～17:00 (祝日及び年末年始を除く)
健康・各種健診(検診)に関すること	22-2400	市保健福祉センター ※
高齢者・介護に関すること	26-7754	市高齢者福祉課地域包括支援センター ※
生活困窮に関すること	26-7743	市地域福祉課地域福祉係 ※
障がいに関すること	26-7744	士別市障がい者虐待防止センター ※
消費者トラブルに関すること	23-3820	士別地区広域消費生活センター ※
労働相談	23-3138	ハローワーク士別 ※
	26-7137	市商工労働観光課商工労働係 ※

※ 月～金8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)

第4期士別市男女共同参画行動計画

－すべての人がきらめくプラン－

発行日	令和8（2026）年3月
発行	北海道士別市
	〒095-8686
	士別市東6条4丁目1番地
	TEL：0165-23-3121（代表）
	URL： https://www.city.shibetsu.lg.jp
企画・編集	士別市総務部企画課
計画管理	士別市市民部くらし安全課
